第43回視能訓練士国家試験の施行

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第43回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

平成24年9月3日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験期日　平成25年2月21日（木曜日）

2　試験地　東京都及び大阪府

3　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第5項の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、3年以上、視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年3月22日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第1号若しくは第2号に掲げる学校若しくは養成所において2年以上修業し、かつ、外国語、心理学、保健体育、生物学、物理学、数学（統計学を含む。）及び教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち2科目の各科目を修めた者であって、法第14条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、1年以上、視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年3月22日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）ただし、平成16年4月1日前に法第14条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所に入学し、又は入所した者で学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は規則第11条第1号若しくは第2号に掲げる学校若しくは養成所において2年以上修業し、かつ、英語、心理学、保健体育及び教育学、倫理学、生物学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち2科目の各科目を修めた者に対しても、受験資格を認める。

⑶　外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑷　法の施行の際（昭和46年7月19日）現に厚生大臣が指定した養成所において、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は当該知識及び技能を修得中の者であって、その修得を法施行後に終えたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第5号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は視能訓練士国家試験臨時事務所において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは視能訓練士養成所又は視能訓練士国家試験臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記入し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　4の⑴、⑵又は⑷に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　4の⑶に該当する者が提出する書類　視能訓練士国家試験受験資格認定書の写し

この場合、視能訓練士国家試験臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

なお、4の⑴、⑵又は⑷に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成25年3月22日（金曜日）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成24年12月17日（月曜日）から平成25年1月7日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、視能訓練士国家試験臨時事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　パソナ・札幌
宮城県　パソナ・仙台
東京都　パソナ
愛知県　パソナ・名古屋
大阪府　パソナ・大阪
広島県　パソナ・広島
香川県　パソナ・高松
福岡県　パソナ・福岡
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成25年1月7日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成25年2月15日（金曜日）までに郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成25年3月29日（金曜日）午後2時に厚生労働省及び7の⑵に掲げる各地の視能訓練士国家試験臨時事務所にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

7　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

視能訓練士国家試験臨時事務所　東京都中央区日本橋1丁目20番5号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5861

⑵　受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記のとおりとする。

パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番　JRタワーオフィスプラザさっぽろ16階　郵便番号060―0005
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号　仙台マークワン18階　郵便番号980―8485
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町2丁目6番4号　郵便番号100―8228
パソナ・名古屋国家試験担当	愛知県名古屋市中区栄3丁目6番1号　栄三丁目ビル（ラシック）10階　郵便番号460―0008
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番5号　UD御堂筋アネックスビル　郵便番号541―0047
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区紙屋町1丁目1番17号　広島MIDビル8階　郵便番号730―0031
パソナ・高松国家試験担当	香川県高松市亀井町2丁目1番　朝日生命高松ビル1階　郵便番号760―0050